

関 係 各 位

滋賀県立障害者福祉センター所長
(公印省略)

令和7年度夏休み期間中の施設利用について(通知)

日頃は、当福祉センターの運営に格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当福祉センター施設利用について、混雑が予想される夏休み期間中の円滑な利用を目的として、障害者団体の施設利用の受付を下記により行います。
つきましては、施設の利用を希望される場合には、御参加いただきますよう御案内いたします。

記

1. 日 時 令和7年6月3日(火) 午前10時00分～
(受付：午前9時45分から10時00分まで)

◎夏休み期間中(7月19日(土)～8月31日(日))の利用受付です。

2. 場 所 滋賀県立障害者福祉センター 会議室
※お車でお越しの方は、当センター敷地内アリーナ横または、プール裏に駐車してください。(正面駐車場は、施設利用者を優先とします。)

3. 施設利用について

(1) 各施設の利用時間について

アリーナ・小アリーナ・会議室・和室

午前の部： 9時30分 ～ 12時00分
午後の部： 13時00分 ～ 16時30分
夜間の部： 17時30分 ～ 20時30分

プール

平日の利用

午前の部 11時00分～12時00分(受付10時45分～)
午後の部 13時00分～14時00分(受付12時45分～)
夜間の部 17時30分～20時30分(個人利用との共用利用)

※午前の部と午後の部は、個人利用との共用利用になる場合があります。

土・日・祝日の利用

12時00分～13時00分もしくは16時30分～17時30分

(2) 土・日・祝日の利用受付

土曜日・日曜日・祝日に利用を希望される場合は、先に開催する月間日程調整会議にご参加ください。こちらでの受付を優先します。

8月分月間日程調整会議 6月1日(日) 13時00分～ 会議室

(3) 利用日数の制限

・夏休み期間で最大5日。

※公平かつ有効利用の面から1回の受付可能日数を1団体1日分までとします。

なお、必要日数分を巡回していただくことになります。

4. その他

・当日は、来所された団体のみを対象とし、電話での受付は致しません。改めて翌

6月4日(水) 13時00分以降、直接来所および電話での受付を行います。

※プールの予約は、6月15日(日)まで受け付けます。それ以降の受付は行いませんのでご了承ください。

5. 問い合わせ先

滋賀県立障害者福祉センター

〒525-0072 草津市笠山八丁目5番130号

TEL 077-564-7327 FAX 077-564-7641